

(安全・衛生について)

(ご家族からの質問)

母が老人ホームに入居しているが、寝たきりで主に介護ベッドで生活している。認知症もひどくなってきており、たまにベッドから転落している。「介護ベッドの柵を四方に設置し、落ちないようにしてほしい」とホームに訴えたが、「身体拘束となるのでできない」との回答だった。安全のための対応なのに、どうして身体拘束となるのか。

《相談者に対する苦情対応委員会のコメント》

有料老人ホーム設置運営指導指針では、「入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない」とされており、介護ベッドの四方をベッド柵で囲むことも、自分で降りられないように制限することになり、入居者の行動を制限する行為であることから、身体拘束とみなされます。

ホームではやむを得ない場合を除き、身体拘束を行わずに、ご入居者の安全を確保すべく取り組んでいます。具体的には、転落してもケガをしないようにベッドを低くしたり、床にクッションマットを敷いたり、ベッドを布団に変えたりなど、様々な対策が検討されます。ホーム担当者にどのような対策を立てられるのかご確認ください。

《事業者に対する苦情対応委員会のコメント》

身体拘束廃止未実施減算が設けられている介護付きホーム(特定施設入居者生活介護)だけでなく、すべての有料老人ホームは、ホームの所在する自治体が定める有料老人ホーム設置運営指導指針において、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないことに加え、身体拘束の適正化に向けて下記の取り組みを行うことが示されています。

- ① 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催
- ② 身体的拘束適正化のための指針の整備
- ③ 身体的拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(参考) 有料老人ホーム設置運営標準指導指針(老発 0402 第 1 号平成 30 年 4 月 2 日)

9 サービス等

- (5) 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならないこと。
- (6) 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。
- (7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

②については、協会では会員に指針のひな型をご案内しています。

①③については、定期的に委員会や研修を開催することは難しいと思いますが、日々、カンファレンスや申し送り等で職員が集まって意見交換を行う機会などをうまく活用し、身体拘束適正化のための対策を検討する

場とし、委員会や研修の記録を残すように取り組むことをお勧めします。

平成13年3月に厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」で作成された、「身体拘束ゼロの手引き」にて、緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する場合の要件が下記の通り整理されています。

緊急やむを得ない身体的拘束等の三つの要件

- | | |
|--------|------------------------------------------|
| 1 切迫性 | 入居者本人又は他の入居者等の生命又は身体が危険にされされる可能性が著しく高いこと |
| 2 非代替性 | 身体的拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと |
| 3 一時性 | 身体的拘束等その他の行動制限が一時的なものであること |

身体拘束とみなされる具体的な例については、同じく「身体拘束ゼロの手引き」にて、次の通り示されていますので、参考にしてください。

【参考】身体拘束に該当する具体的な例

- (1) 徘徊しないように、車いすや椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢等をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行為を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

どのような目的であれ、〇〇しないように身体の制限を行うことは身体拘束です。